



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年4月10日（木）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建設業企画監	溝口	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734
出 納 管 理 課	用 度 係	伊藤	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

（株）KANSOテクノスは、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条第1項及び第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日、近畿地方整備局長は、同社に対し監督処分（指示処分、営業停止命令）を行った。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第5号並びに「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2第1項及び別表第2第5号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

（株）KANSOテクノス（本店：大阪府大阪市）

4 停止期間

令和7年4月11日から令和7年9月10日まで（5カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第 2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 5 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、県工 事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2 カ月以上 9 カ月以内

○岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（抜粋）
（入札参加資格停止）

第 2 知事は、有資格業者が別表第 1 及び第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する
場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入
札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うもの
とする。

別表第 2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は 不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められ るとき。	1 カ月以上 9 カ月以内